

中小企業退職金共済制度 (中退共制度)

中小企業の退職金、国がサポート。

中小企業の退職金を国がサポートします。

中退共制度とは

昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基き設けられた制度です。運営については、「中小企業退職金共済法」に基き設立された(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっております。

平成19年度より敦賀商工会議所においても業務受託できるようになりました。

退職金制度の重要性

退職後の安定に

老後の生活安定や第2の人生を有意義に過ごす資金として、退職金はなくてはならないものです。

人材の安定確保に

優秀な人材を確保することは、企業にとって重要なことです。

意欲、生産性の向上に

長く勤めればまとまった退職金を受け取れることが、従業員の仕事への意欲をいっそう向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらします。

法律で定められている

「賃金の支払の確保等に関する法律」(賃確法)では、事業主は退職金の原資を保全する措置を講ずるよう努めなければならないとされています

制度化で信頼関係に

企業が退職金規程等を定め、制度化することは、従業員にとって退職金が約束されたこととなり、企業と従業員の信頼関係が深まります。

制度のしくみ

中退共制度は、法律で定められた社外積み立て型の退職金制度です。

- ①事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- ②毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- ③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。

